

個人情報取扱ルール

令和4年8月13日 制定

1. 個人データの保護と管理

- ・平成23年(2011年)以降、紙ベースでの会員名簿は、個人情報保護の観点から各戸配布は行っていません。
- ・町会員からは、氏名、フリガナ、住所、電話番号の提供を受けて、公民館に設置しているパソコン(ハッカー対策上インターネット未接続)に入力し、「個人データ」として暗号化し、持ち出しを禁止して、一元管理します。
- ・アクセス権者は、町会長及び会長が指名した管理者2名とし、PWで厳格に管理いたします。
- ・住所・電話番号の提供は、災害時の連絡手段として、又、増加する高齢者や独居老人世帯等、近隣の手助け(共助)を必要としている方の把握の為です。尚、電話番号の提供は任意で、会員の申し出により個人データから削除も可能です。

2. 個人データからの出力

- | | |
|------------|--|
| (1)全会員名簿 | 運営管理上必要な役員(理事以上)及会長が認めた者に配布
記載内容:氏名、フリガナ、住所、電話番号
配布者には全頁通し番号を付記しコピー厳禁 |
| (2)役員名簿 | 町会役員、町会4団体代表者、民生委員、健康づくり推進員、年度組長・班長の氏名、住所、電話番号を記載
配布先:町会役員、団体代表者、民生委員、健康づくり推進員
配布時期:新年度役員、組長・班長確定時 |
| (3)準役員名簿 | 前記(2)役員名簿から組長・班長を除いたもの
配布先:組長・班長以上の役員
配布時期:新年度総会・新役員会時
ホームページ(HP)に住所、電話番号を除いた名簿を掲載 |
| (4)町会費集金簿 | 組長用 当該組の班長名記載(フリガナ、住所、電話)
班長用 当該班の会員名記載(フリガナ、住所、電話)
総会・新役員会時に、各組長・班長に配布
名前(名字以外)、電話番号、住所、の掲載を希望されない方の諸情報は掲載しません |
| (5)安否確認報告書 | 当該班の会員名(フリガナ、住所、電話)と安否確認事項(無事ですタオル等)及び特記報告事項
配布先:各組長・班長 配布時期:新年度総会・新役員会時
名前(名字以外)、電話番号、住所、の掲載を希望されない方の諸情報は掲載しません |
| (6)ラベル他名簿等 | 会長又は役員会が町会運営上必要と認めた時 |

3. 個人データの漏洩、滅失、毀損防止

- ・実態及び状況に応じ、「個人情報保護方針」「個人情報取扱基本ルール」を見直し、変更した場合は都度関係者に周知します
- ・個人情報保護方針(プライバシーポリシー)は常時、町会ホームページに掲載します